



佐賀県公報

平成19年
7月9日
(月曜日) 外
号

目次

選挙管理委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 参議院佐賀県選出議員選挙において選挙長が事務を行う場所 (告 示・五六) 一
- 公職選挙法に基づく選挙人名簿の被登録資格の決定の基準日、登録を行う日及び縦覧に供する期間並びに在外選挙人名簿の縦覧に供する期間 (" ・五七) 一

○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第五十六号

平成十九年七月二十九日執行予定の参議院議員通常選挙の佐賀県選出議員選挙において、選挙長が事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年七月九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

- 一 七月十二日 佐賀県庁(正庁)
- 二 七月十三日以後 佐賀県庁(選挙管理委員会事務局)

◎佐賀県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第二項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日並びに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する日並びに同法第三十條の六第一項の規定に基づく在外選挙人名簿の登録について、在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官(当該在外選挙人名簿に登録した者に係る同法第三十條の五第一項の規定による申請書を同条

第三項の規定により送付した領事官をいう。以下同じ。)の名称、最終住所(選挙人が国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所をいう。)及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を縦覧に供する日を次のとおり定める。

平成十九年七月九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

- 一 選挙人名簿
 - (一) 被登録資格の決定の基準となる日
 - 平成十九年七月十一日。ただし、年齢については、平成十九年七月二十九日
 - (二) 登録を行う日
 - 平成十九年七月十一日
 - (三) 縦覧に供する日
 - 平成十九年七月十二日
- 二 在外選挙人名簿
 - (一) 縦覧に供する日
 - 平成十九年七月十二日

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年七月九日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行所 発行定日 毎週月水金曜日
株古川総合印刷